（2026 年 9 月 16 日付 26a00193 として公告した案件を再公告するもの）

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026 年 10 月 21 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

1. 公示件名：全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅣ-4（フィリピン）（QCBS-ランプサム型）

2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり

3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり

4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照

5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり

6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書
（QCBS-ランプサム型）

業　務　名　称：全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅣ-4（フィリピン）（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00193

【内容構成】

第1章　企画競争の手続き

第2章　特記仕様書案

第3章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 10 月 21 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章　企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1)業務名称:全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅣ-4(フィリピン)
（QCBS-ランプサム型）

(2)業務内容:「第2章　特記仕様書案」のとおり

(3)適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください[1]。(全費目課税)

(4)契約履行期間(予定):2026 年 12 月　～　2028 年 2 月

契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が 12 か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5)ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

(6)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1)第1回(契約締結後):契約金額の 30%を限度とする。

2)第2回(契約締結後 13 か月以降):契約金額の 10%を限度とする。

[1] 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(7)部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。[2]具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1)2026 年度末(2027 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先:outm1@jica.go.jp

(2)事業実施担当部

評価部 事業評価第一課

(3)日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	**2026 年 10 月 27 日 まで**
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 10 月 28 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 11 月 2 日まで
4	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2026 年 11 月 9 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 11 月 27 日 10時00分
8	評価結果の通知	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込(順位が第 1 位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

[2] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1)各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

1) 消極的資格制限

2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2)利益相反の排除

本項目については本章の最後に記載の「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。排除者条項に該当しない場合、及び、該当するが、評価部の事前確認を経て、利益相反に関する防止策を講じた上で参加可能の回答を得た場合のいずれも、本章の最後に記載の「排除者条項にかかる申告書」を、上記2. (3)4 の期日までに、プロポーザルに添付して提出ください。

(3)共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料:

・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1)質問提出期限

1)提出期限:上記2.(3)参照

2)提出先　:　https://forms.cloud.microsoft/r/QP2jW3Rdsg

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2)回答方法

上記2.(3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL:
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

6. プロポーザル等の提出

(1)提出期限:上記2.(3)参照

(2)提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1)プロポーザル

① 電子データ(PDF)での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2)本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2.(3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位 1 位

となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3)本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書(第3章4.(3)に示す項目が含まれる場合のみ)、及び別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)はパスワードを設定したPDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.(3)別見積について」のうち、1)の経費と2)～3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

(3)提出書類

1)プロポーザル・見積書・別見積書

2)別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)

(4)電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1)評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

(2)評価方法

1)技術評価

「第3章　プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙1「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

本件は要員の評価を行うため、別紙1「プロポーザル評価配点表」の配点を例外的に設定しております。具体的な配点は別紙よりご確認ください。

2）評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律2点の加点（若手育成加点）**を行います。

3）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

4）総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信

額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4)契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点(総合評価点)が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。(低見積価格調査の実施)
   低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項（2026 年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません[3]。

本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人

本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことのある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。

本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことのある個人

本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記1. の業務従事の形式に加え、その内容（TORから生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧OECF、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JVによる応札で上記1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益 相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

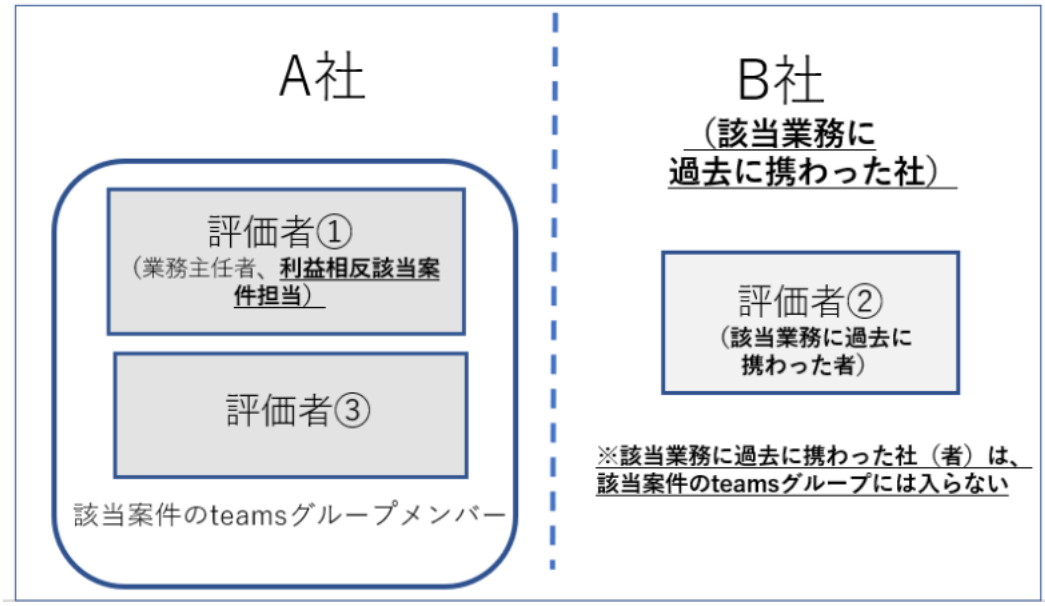
[3] 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第 2 版）、日本評価学会「評価倫理ガ イドライン」（2014 年 12 月）を参照ください。

上記1. ①～④に該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務のTOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、10月2日（金）12時までに、評価部事業評価第一課宛（evte1@jica.go.jp）に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。
提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。
なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。
ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないしJICAホームページ上に行います。
以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係（*2）	利益相反の防止策 （*3）
①	（例）準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、評価の判断とは直接の関係が無い。	本業務の業務主任者・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、③、④	（例）案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。	
①	（例）J/Vの一員（A社）がX事業で、案件準備の業務受託をした。5人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X事業の事後評価は業務主任者・担当者ともにJVを構成するB社が担う。その際、A社とB社で情報共有を遮断する体制を確保する。

（*1） 前頁記載1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

（*2）過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。
（*3）利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICAに提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合うteamsグループを作成し、対象の者（社）が入らないように、グループを設定する。



排除者条項にかかる申告書

1. 応札社名

調達件名	
応札社名 （共同企業体の場合は代表社名）	
責任者名 （役職） （所属先） （連絡先）	

2. 排除者条項に関する確認事項

【事後評価業務における排除者条項（2026 年度版）】を確認の上、いずれかの該当する回答欄に〇をつけてください。

No	確認項目	回答
1	【事後評価業務における排除者条項（2026 年度版）】について、1.①～④に該当しません。	
2	【事後評価業務における排除者条項（2026 年度版）】について、構成員が1. ①～④に該当していますが、本申告書の提出に先立ち、JICA へ利益相反の事前確認を行っており、利益相反に関する防止策を講じた上で参画可能との回答を受領しています。	

3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたします。虚偽の申告が判明した場合、JICA の規定に従って必要な対応が取られることに同意します。

署名欄

日付　　〇年〇月〇日

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザルもしくは技術提案書作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 記載上の留意点

- 競争参加者は、本特記仕様書(案)に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- 企画競争の場合、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。
- この他、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

2. 特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、競争参加者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第３条(2)調査・分析の実施基準
2	水利組合(IA)の選定基準と選定方法について／農家の選定基準と方法を技術提案書について／質問項目や対象者選定について	第3条(9)、第4条(6)①フィリピン「灌漑セクター改修・改善事業」
3	踏査先の選定基準と選定方法について、定性調査の実施方法や質問項目について	第３条(9)③フィリピン「森林管理事業」
4	衛星データを活用した分析デザインについて	第４条(6)①フィリピン「森林管理事業」

【2】　特記仕様書(案)

（契約交渉相手方のプロポーザル内容および契約交渉を踏まえて、必要な修正等を施した上で、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条　業務の目的と範囲

- 本業務は、2026 年度外部事後評価として、DAC 評価６基準による評価を行うものである。
- 本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

No.	国名	スキーム	案件名	指定言語（※1）	定性/定量調査	IRR 再計算	その他（※2～7）
1	フィリピン	円借款	灌漑セクター改修・改善事業	－	定性調査	EIRR	※5
2	フィリピン	円借款	洪水リスク管理事業(カガヤン・デ・オロ川)	－	－	EIRR	－
3	フィリピン	円借款	森林管理事業	－	定性調査	EIRR	※4
4	フィリピン	円借款	道路改良・保全事業	－	－	EIRR	－
5	フィリピン	無償	ミンダナオの紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画	－	－	－	※3

(注)該当がない欄は、「－」としています。該当のある場合のみ記載しています。

※1 指定言語:日本語と英語以外で、現地説明資料・質問票・報告書(案)を作成する言語

※2 ノンスコア(主体的振り返りの詳細分析)を含む案件

※3 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件

※4 衛星データ利用の案件

※5 ウェルビーイングにかかる調査を含む案件

※6 誰一人取り残さない(Leave No One Behind、以下「LNOB」とする。)にかかる詳細分析を含む案件

※7 簡易型評価

第2条 業務の背景・経緯

- 発注者は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。
  （1）事業の成果を評価することにより、日本国民および対象国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
  （2）評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、 対象国政府及び発注者による当該事業及び将来事業における改善を図ること。
- 技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了 3 年後、また、円借款事業については原則事業完成２年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため 10 億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条　実施方針及び留意事項

(1)情報の取り扱い

- 本業務により作成される評価報告書等は、発注者のウェブサイト上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則(平成 17 年細則(総)11 号)等に基づく取扱いとなる。
- 本業務での暫定的な評価を調査対象実施機関(以下、「実施機関」とする)に説明する際には、当該内容は確定前の情報であり、確定時にはそれと異なる結果となる可能性もあるため、情報の取扱に留意する。

(2)調査・分析の実施基準

- 事後評価に当たっては、発注者が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価 6 基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性)[4]及び(4)参考資料に準拠すること。本業務にて収集・同定されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行う。

(3)発注者による様式等の提示

- 評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、(4)参考資料の「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

(4)参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

- 公開資料

(ア)評価に関するガイドライン等

(https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html)

ア) 外部事後評価レファレンス(2026年度版)

イ) JICA 事業評価ガイドライン　第 2 版

ウ) JICA 事業評価ハンドブック(Ver.3.1)

(イ)その他

☒ 環境社会配慮ガイドライン

(https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline.html)

☒事業評価における衛星・GIS データ活用にかかる資料

[4] 提案を求める事項 1:評価 6 基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、プロポーザルで提案すること。

(https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/gis/index.html)

☒事業事前評価表[5](事業事前評価表が未公表の場合は、以下の報告書等をご参照ください。)

☒既存事業・調査の報告書等[6]

	案件名	報告書名	リンク
1	フィリピン「灌漑セクター改修・改善事業」	フィリピン国「農業・農村開発プロジェクト準備調査(灌漑リハビリ)」ファイナルレポート 和文要約	https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11965787.pdf
2	ミンダナオの紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画	準備調査報告書(和文)表紙～第４章、添付資料 準備調査報告書(英文)表紙～第２章、第３章～添付資料 「ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発のための能力向上支援プロジェクト」最終報告書 和文要約	https://libopac.jica.go.jp/images/report/12229951_01.pdf https://libopac.jica.go.jp/images/report/12229951_02.pdf https://libopac.jica.go.jp/images/report/12229969_01.pdf https://libopac.jica.go.jp/images/report/12229969_02.pdf https://libopac.jica.go.jp/images/report/12263083.pdf
3	フィリピン 洪水リスク管理事業(カガヤン・デ・オロ川)	準備調査最終報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015252.html
4	フィリピン 森林管理事業	地域住民による森林管理プログラム(CBFMP)強化計画中間評価報告書 地域住民による森林管理プログラム(CBFMP)強化計画終了時報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000246033.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000249493.htmlh
5	フィリピン道路改良・保全事業	道路アセットマネジメント事業準備調	https://libopac.jica.go.jp/images/report/11962438.pdf

[5] 事業評価案件検索サイト(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php)にて、案件名で検索して参照ください。

[6] JICA 図書館(https://libportal.jica.go.jp/library/public/index.html)にて、案件名またはキーワードで検索して参照ください。ただし、報告書が公表されていない案件もあることに留意。

※上記は、公示時点での公開情報になります。最新情報は JICA 図書館にて確認してください。

- 配布資料

（ア）契約締結前に配付する資料

☒【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 2026
☒【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス（2018 年度改訂版）
☒【ひな型】評価方針_事前事後比較表 円借款_2026
☒【ひな型】評価方針_事前事後比較表 無償_2026
☒【ひな型】評価方針_事前事後比較表 技協_2026
☒【ひな型・簡易型_通常版ベース】評価方針_事前事後比較表 資金協力_2026
☒【ひな型・簡易型】評価方針_事前事後比較表_資金協力_2026
☒【ひな型】評価報告書 資金協力（英）_2026
☒【ひな型】評価報告書 資金協力（和）_2026
☒【ひな型】評価報告書 技協（英）_2026
☒【ひな型】評価報告書 技協（和）_2026
☒紛争影響国・地域の事業評価の手引き（2022 年版）

（イ）契約締結前に、誓約書取り交わしの上で、JICA評価部から提供する資料

以下の資料については、JICA評価部（jicaev@jica.go.jp）へ連絡し入手してください。受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

☒有償資金協力事業にかかる資料

- フィリピン「灌漑セクター改修・改善事業」PCR、審査調書
- フィリピン「洪水リスク管理事業（カガヤン・デ・オロ川）」PCR、審査調書
- フィリピン「森林管理事業」PCR、審査調書
- フィリピン「道路改良・保全事業」PCR、審査調書

（ウ） 契約締結後に配付する資料

☒報告書等のひな型
☒IRR再計算シート及び計算確認シート

（5）ローカルリソースの活用

- 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員を確保すること。
  ① 実施機関や発注者の現地事務所を含む関係者や面談対象者等との連絡・調整
  ② 既存情報収集の支援
  ③ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
  ④ 質問票の回収や面談後のフォローアップ

（6）評価プロセスにおける発注者への確認

- 評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。なお、事前事後比較表については、発注者が開催する検討会において、発注者に説明し、承諾を得る。
- 各プロセスにおいては、発注者の複数関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。

① 評価方針(和文)の確定　　(25～40 営業日)
② 事前事後比較表(和文)の確定　　(25～35 営業日)
③ 評価報告書(和文)の最終確定　　(30～50 営業日)
④ 評価報告書(英文)の確定　　(25～45 営業日)

(7)発注者及び関係者との連絡・調整

- 発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が対象国の実施機関等の関係機関や発注者の在外事務所(支所を含む)に対する面談・会議の手配を行うこと。

(8)現地調査対象範囲と安全配慮

- 原則として、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。なお、全事業サイトにおける業務従事者及び現地調査補助員の踏査サイトについては、(9)の個別案件の「(ア)ウ)現地渡航及び安全配慮」を参照すること。
- 業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。案件ごとの具体的な対応は以下(9)のとおり。

(9)各評価案件の評価実施方針・対象範囲

① フィリピン「灌漑セクター改修・改善事業」

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:フィリピン全域[7]

イ)実施機関:国家灌漑公社(National Irrigation Administration。以下、「NIA」という。)(マニラ市)、フィリピン稲研究所(Philippine Rice Research Institute。以下、「PhilRice」という。)(ヌエバエシハ州)

[7] 事業事前評価表の記載に沿う。実際の調査対象は、次の 11 地区となる:マドンガン(イロコス・ノルテ州)、ソルソナ(イロコス・ノルテ州)、サン・フォビアン(パンガシナン州)、ポーラック・グマイン(パンパンガ州)、ドゥマッカ(ケソン州)、マラツガオ(パラワン州)、サンタ・バーバラ(イロイロ州)、ムレタ(ブキドノン州)、マル(南ダバオ州)、ランバヨン(スルタン・クダラット州)、シムラオ(アグサン・デル・スル州)。

ウ)現地渡航[8]及び安全配慮

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、NIA、PhilRice それぞれの本部(マニラ市、ヌエバエシハ州)と、6 サイト(マドンガン、ソルソナ、サン・フォビアン、ポーラック・グマイン、サンタ・バーバラ、マル)について、踏査して情報収集をする。残りのサイトのうち、4 州(ドゥマッカ、マラツガオ、ムレタ、シムラオ)については、現地調査補助員による踏査とする。安全対策措置上、本邦からの渡航者及びローカル人材の渡航が禁止される 1 州(ランバヨン)は踏査せず、質問票や電話等によるオンラインでの情報収集とする。
- 業務従事者または現地調査補助員は、踏査する各サイトにて、NIA、PhilRice それぞれの支部を訪問する[9]ほか、NIA より灌漑施設の維持管理を任された各サイト 2 つの水利組合(IA)にヒアリングを行う。[10]また、現地調査を通じ、IA への灌漑管理移管(Irrigation Management Transfer。以下、「IMT」という。)の実施状況及びその効果を確認するとともに、NIA による灌漑施設改修・組織強化と PhilRice による営農支援の組み合わせがコメ生産性向上等の事業効果に与えた影響を確認する。

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

☒本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。[11]

イ) 有効性・インパクト

事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標:①合計実灌漑面積(ha)、②単位収量(t/ha)、③合計年間生産高(t)、④水利費徴収率(%)の変化
- 事前評価表に記載された定性的指標:農民の生活の質の向上、IMT を踏まえて実施される灌漑施設の維持管理能力強化、気候変動への適応

ウ)持続性

[8] 現地渡航は年末年始や祝日、その前後のカウンターパートの休暇取得等を考慮して計画すること。

[9] NIA の支部はマドンガン、ソルソナの 2 拠点のみイロコス・ノルテ州の 1 つの支部に集約されるが、その他は各地区に支部の拠点がおかれている。PhilRice の支部は 6 拠点(イロコス・ノルテ州、ケソン州、パラワン州、イロイロ州、スルタン・クダラット州、アグサン・デル・スル州)存在する。

[10] 提案を求める事項 2:IA の選定基準と選定方法について、プロポーザルにて提案すること。

[11] 詳細は外部事後評価レファレンス(2026 年度)別添 2 を参照。

整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

- 対象施設は、土木工事コンポーネントの対象となった、取水堰、幹線水路および支線水路、管理用道路（サービス道路）、その他施設の運転機材等を指す。

（ウ） 環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」適用

上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類されるが、大規模な灌漑セクターには該当せず、環境への望ましくない影響はないと判断された。一方で、サブプロジェクトごとに環境許認可を取得する必要があった。特段の汚染対策は実施しないが、実施機関による水質等のモニタリングが予定されていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

（エ）過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のプロジェクトで、IA に対する生産性の向上を目的とした営農訓練や事業完了後の継続的な設備のモニタリング、宅地化を防ぐための土地利用計画の把握の必要性が教訓として挙げられたことから、本事業では IMT 計画に基づいた灌漑施設の維持管理主体となる水利組合の組織・維持管理能力の強化と営農支援、土地利用計画の変更状況の把握が予定されていた。本調査では、実際の対応とその結果を確認する。

（オ）誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点

☒本事業の最終受益者として広くプロジェクトサイトの農民が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス（別添 7）「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査（事業関係者や受益者へのインタビュー等）で確認できる範囲で検討すること。

（カ）定性調査／定量調査

☒本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査を含める。

(キ)詳細分析

☒本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含める。

② フィリピン 「洪水リスク管理事業(カガヤン・デ・オロ川)」

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:カガヤン・デ・オロ川下流域(河口から 12km の区間。)(ミンダナオ島カガヤン・デ・オロ市)

イ)実施機関:公共事業道路省(Department of Public Works and Highways。以下、「DPWH」という。)

操業・運営/維持・管理体制:DPWH 第 10 地域オフィスが運営維持管理の中心になり、DPWH 本省と自治体(カガヤン・デ・オロ市)の関係部署と協調しながら維持管理を実施。

ウ)現地渡航[12]及び安全配慮

☒業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

☒本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

☒本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。[13]

イ) 有効性・インパクト

☒事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標:①治水基準点における年最高水位(m)、②年最大洪水氾濫面積(ha)

[12] (例)現地渡航は〇〇と、その前後のカウンターパートの休暇取得等を考慮して計画すること。
[13] 詳細は外部事後評価レファレンス(2026 年度)別添 2 を参照。

- 事前評価表に記載された定性的指標：生活環境・投資環境の改善、洪水リスク管理に係る住民の意識改善、気候変動への対応

ウ)持続性

☒整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

- 対象コンポーネント：カガヤン・デ・オロ川流域の洪水被害の軽減を目的とした、カガヤン・デ・オロ川の堤防及び洪水擁壁の建設、橋梁の改良、避難道路のかさ上げ。

（ウ） 環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ A に分類され、大規模な河川セクターに該当し、環境や社会への影響を及ぼしやすい特性に該当し、汚染・自然環境面への影響、住民移転、用地取得を含む社会環境面への影響が発生する見込みとされていた。事前評価表においては、1,087 世帯（4,743 人）の移転を伴い、同国国内手続き及び住民移転計画（Resident Allocation Plan。以下、「RAP」という。）に沿って手続きが進められるほか、環境管理計画及び環境モニタリング計画に基づき、実施機関の責任のもと、カガヤン・デ・オロ川の水質、水生生物、植物、騒音・振動、大気質等について、複数関係者モニタリングチーム（Multi-partite Monitoring Team。以下、「MMT」という。）がモニタリングを実施するとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

（エ）過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 有償資金協力「メトロマニラ西マンガハン地区洪水制御事業」の評価等では、事業の円滑な実施のためには、用地取得の準備と実施期間中の適切な調整と、関係機関との早い段階から維持管理に関する責任分担を明確にする必要があるとの教訓が得られている。本事業においては大規模住民移転が想定されることから、その教訓を踏まえた対策の実施状況や効果について確認する。

（オ）誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点

☒本事業の最終受益者として、広くカガヤン・デ・オロ川流域地域の住民が想定されるが、同河川流域の洪水被害の軽減を図り、持続的・安定的な経済の発展に寄与するためのイ

ンフラ事業である本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ)定性調査／定量調査

☒本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

③フィリピン「森林管理事業」

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:

ルソン島のマガット・カガヤン川上流域(イフガオ州:9 サブ流域、ヌエバビスカヤ州:7 サブ流域、キリノ州:1 サブ流域)、パンパンガ川流域(ヌエバエシハ州:4 サブ流域)、パナイ島のハロール川流域(イロイロ州:3 サブ流域)

イ) 実施機関:環境天然資源省(Department of Environment and Natural Resources)

ウ)現地渡航[14]及び安全配慮

☒業務従事者は現地調査補助員とともに、対象 3 流域(マガット・カガヤン川上流域、パンパンガ川流域、ハロール川流域)のすべてについて、各流域から 1 州を踏査対象として選定し、情報収集を行う。具体的には、パンパンガ川流域についてはヌエバエシハ州、ハロール川流域についてはイロイロ州を必須の踏査対象とする。また、マガット・カガヤン川上流域については、3 州(イフガオ州、ヌエバビスカヤ州、キリノ州)のうち 1 州を選定のうえ、踏査して情報収集をする[15]。

調査対象とするサブ流域に関し、ハロール川流域については、対象サブ流域 3 つのうち 2 サブ流域を業務従事者が踏査することを想定する。マガット・カガヤン川上流域およびパンパンガ川流域については、選定した各州につき1～2 サブ流域を踏査することを想定する[16]。踏査対象外のサブ流域については、実施機関からの情報収集を行う。

業務従事者が踏査しない 2 州については、現地調査補助員が訪問し、PENRO(Provincial Environment and Natural Resources Offices)等を通じて調査を行う。

現地踏査において、業務従事者または LC が合計 10PO(People's

[14] 現地渡航は、フィリピンの雨季(通常 6～11 月)及び聖週間(2027 年 3 月 21 日～28 日)のカウンターパートの休暇取得等を考慮し、聖週間を除く 3～4 月の期間を基本として計画すること。

[15] 提案を求める事項3:調査対象州の選定にあたっては、各州の貧困率、PO(People's Organization)の活動状況及び男女構成、ならびに対象サブ流域数を考慮し選定を行い、技術提案書にて提案すること。そのほか考慮すべき選定基準がある場合は、その理由とともにプロポーザルにおいて提案すること。

[16] 具体的なサブ流域は、実施機関と調整し確定するため、提案を求めない。

Organization）を訪問し、情報収集を行う。

☒調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である[17]

（イ）評価 6 基準の評価に関する留意点

☒本条（2）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア）整合性

☒本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに（過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に）、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。[18]

イ） 有効性・インパクト

☒事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①植林面積（ha）、②植栽木の活着率（%）、③土壌保全対策実施面積（ha）、④CBFMA（Community-Based Forest Management Agreements）または PACBRMA（Protected Area Community-Based Resource Management Agreements）締結 PO 数、⑤対象の小流域の月平均世帯収入の増加（%）
- 事前評価表に記載された定性的指標：持続的な流域管理能力の向上、環境保全（下流における洪水頻度の減少、土壌保全、森林の再生等）、生活水準の向上、貧困住民のエンパワーメント

☒事前評価表に記載の定量的・定性的効果指標の調査を基本とするが、補完的対応として衛星データ活用による関連情報収集も可とする。衛星データは無料提供データを利用することを前提とする。詳細は、第4条（6）詳細分析のとおり。

ウ）持続性

☒整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

- 対象施設は、本事業の Agroforestry Support Facilities（以下、「ASF」と

[17] 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

[18] 詳細は外部事後評価レファレンス（2026 年度）別添 2 を参照。

する。)として整備されたアクセス道路、橋梁、灌漑パイプライン等を指す。

(ウ) 環境社会配慮

☒本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(2002 年 4 月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ B に分類され、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去の事業では、事業の円滑な実施に向けた実施体制や運営方法のマニュアルの早期整備、実施機関の現地管理事務所への十分な人員配置、住民組織による生計改善活動を通じた持続的な森林管理の促進、ならびに植林やモニタリングの効率化に向けた正確な電子地形図の整備の重要性に係る教訓が得られていた。本事業ではこれらを踏まえ、その実施状況や効果について確認する。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点

☒本事業の最終受益者として広くルソン島のマガット・カガヤン地域川上流域、パンパンガ川流域、パナイ島のハロール川流域の住民が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、外部事後評価レファレンス(2026 年度)別添 7「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査(事業関係者や受益者へのインタビュー等)で確認できる範囲で検討すること。

(カ)定性調査/定量調査

☒本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査/定量調査を含める。

(キ)詳細分析

☒本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含める。

④ フィリピン 「道路改良・保全事業」

（ア）調査対象範囲・実施機関

ア）調査対象範囲：フィリピン全国

イ）実施機関：公共事業道路省

ウ）現地渡航[19]及び安全配慮

☒業務従事者は現地調査員とともに、実施機関からヒアリングを行い情報収集する。また、原則、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断するが、本事業の事業サイトはフィリピン全国にまたがるため、業務従事者が全てのサイトを踏査することは困難である。そのため、業務従事者は現地調査補助員とともに、各コンポーネント[20]について 2 区間ずつ選定し、踏査・情報収集を行う。踏査先の選定にあたっては以下想定を踏まえること[21]。

①道路改良：ルソン島のうち 1 区間、ミンドロ島から 1 区間

②長期性能規定型維持管理：ルソン島のサンタタリターヌエバエシファ州境間及びもう 1 区間

③予防的維持管理：ルソン島の 2 区間[22]。残りの区間については現地調査補助員のみによる踏査を可能とする。

（イ）評価 6 基準の評価に関する留意点

☒本条（2）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア）整合性

☒本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに（過去のJICA支援、事業実施中、事業完了後に）、実施機関やJICAが連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。[23]

イ） 有効性・インパクト

☒事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①年平均日交通量（台）、②所要時間の変化。
- 事前評価表に記載された定性的指標：幹線国道の利便性向上による経済社会開

[19] 現地渡航についてカウンターパートは毎週金曜日を在宅勤務としていること等を考慮して計画すること。
[20] 本事業の土木工事では、道路改良、長期性能規定型維持管理、予防的維持管理の3つのコンポーネントが計画されていた。
[21] 提案を求める事項 3：踏査先の選定基準と選定方法についてプロポーザルで提案すること。
[22] タラベラ-リサール間、アラミノス-チャオン間
[23] 詳細は外部事後評価レファレンス（2026 年度）別添 2 を参照。

発の促進、組織能力強化・制度改善等による道路維持管理体制強化。

ウ)持続性

☒整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。

- 対象施設は、以下のとおり。
  - ① 道路改良工事:未舗装道路の舗装等計約 130km
  - ② 長期性能規定型維持管理工事:長期性能規定型維持管理契約による損傷箇所の修復及び維持管理工事を実施した道路約 650km
  - ③ 予防的維持管理工事:アスファルトオーバーレイ等の補修を行った道路計約 600km
  - ④ 本事業で調達した緊急災害復旧用機材、過積載対策のための車両軸重測定基地等。

(ウ)環境社会配慮

☒本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(2002 年 4 月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類され、道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないとされていたが、計 29 世帯の住民移転、約 131ha の用地取得が発生する見込みとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去の道路セクターにおける円借款案件の事後評価では、道路維持管理体制について、維持管理予算の確保や適正配分等に課題があると指摘されている。本事業においては、道路維持管理に係る中期計画策定支援により予算の適正配分を促す等により、フィリピン側予算が適正に支出されるよう働きかける予定とされていた。また、事業の遅延も懸案事項として指摘されているが、本事業では事業立ち上げ支援コンサルタントの派遣等により、事業実施の迅速化を図る予定とされていた。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点:

☒本事業の最終受益者として、広くフィリピン全土の住民が想定されるが、既存道路の整備・維持管理体制の強化という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ)定性調査/定量調査

☒本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査/定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

⑤ フィリピン 「ミンダナオの紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画」

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:ミンダナオ紛争影響地域 3 箇所(南ラナオ州ブンバラン町、コタバト州アラマダ町、マギンダナオ州ダトゥ・パグラス町[24])

イ)実施機関:フィリピン農業省(Department of Agriculture)

ウ)現地渡航[25]及び安全配慮

☒現地調査補助員[26]は、コタバト州アラマダ町について、踏査して情報収集をする。残りの2サイトの南ラナオ州ブンバラン町とマギンダナオ州ダトゥ・パグラス町については、実施機関からの情報収集を行う。

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

☒本事業においては、業務従事者は現地渡航せず、机上評価を想定している。質問票やオンライン・電話等遠隔での調査により評価分析を行う。業務従事者による詳細指示のもと、現地調査補助員を介して、原則、全サイトの現状把握を行う。

☒「紛争影響国・地域の事業評価の手引き(2022 年度版)」を参照し、DAC 評価 6 基準に基づき評価を実施する。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

☒本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果

[24] 現在は北コタバト州アラマダ町、南マギンダナオ州ダトゥ・パグラス町となっている。

[25] 現地渡航はラマダンと、その前後のカウンターパートの休暇取得等を考慮して計画すること。

[26] 現地調査補助員の出身地や社会的背景等によっては現地調査補助員であっても渡航先によっては治安上の懸念があるため、各渡航の都度 TSA(Travel Security Advisory)を取得し、安全管理者による治安状況の査定や現地調査補助員ご本人の意思を確認いただくなどの対策を行う場合があります。

を出した関連事業を「連携事業」と捉える。[27]

イ） 有効性・インパクト

☒事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①市場までの農産物の平均運搬時間（分）、②平均交通量（トラック：台/日）の変化
- 事前評価表に記載された定性的指標：公共施設（学校・保健所等）へのアクセス改善、外部への就業機会の増加、農業収入の向上

ウ）持続性

☒整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

- 対象施設は、ブンバラン（4.7km）、アラマダ（8.6km）及びダトゥ・パグラス（8.7km）における農村道路・橋梁の改修

（ウ）環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類され、左記に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないが、用地取得が発生する見込みとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

（エ）過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 社会経済再生・文化遺産問題省調整・資産管理センター（Socio-Economic Rehabilitation and Cultural Heritage Affairs of Marawi Central Office Asset Management Center。以下、「SERD-CAAM」という。）におけるモニタリング結果からは、コミュニティ開発においてオーナーシップを醸成し、適切な維持管理体制を確保するためには、住民に対して十分な事前説明・意見聴取や住

[27] 詳細は外部事後評価レファレンス（2026 年度）別添 2 を参照。

民組織の強化などを丁寧に行うとともに、地方自治体との事前のコンサルテーションを行うことが重要であるとの教訓が得られていた。本事業でもコミュニティ開発における住民のオーナーシップを醸成し、住民による適切な建設モニタリングや維持管理体制を確保する必要があることから、事前のオリエンテーションや研修等の実施を検討する。また、本事業を通じてバンサモロ開発庁（Bangsamoro Development Agency。以下、「BDA」という。）と地方自治体との協力関係が促進されるよう、協力の開始や引き渡し時の自治体の役割の明確化や合意形成等、自治体の関与を深めるために必要な配慮を行うとされていたが、その実施状況や効果について確認する。

（オ）誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点

☒本事業の最終受益者として広く南ラナオ州、コタバト州、マギンダナオ州地域の住民が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、外部事後評価レファレンス（2026年度）別添 7「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査（事業関係者や受益者へのインタビュー等）で確認できる範囲で検討すること。

（カ）定性調査／定量調査

☒本案件では、第 4 条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

（キ）詳細分析

☒本案件では、第 4 条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

第4条 業務の内容

（1）実施機関に対する現地説明用資料の作成

実施機関向け資料として、対象案件ごとに事後評価調査の概要等を記載した現地説明用資料（英語）を作成する。以下①～③に加え、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

① 現地調査計画を含む全体スケジュール
② 調査団の構成
③ 案件概要

（2）評価方針（案）の作成

① 対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。詳細分析を行う案件については、指示する詳細分析手法を踏まえて情報収集・分析する。
② 外部事後評価レファレンスに基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理する。
③ 評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る[28]。

（3）質問票の作成

- 評価方針に基づき、対象案件ごとに実施機関及び関係者に対する質問票（英語）を作成する。
- 質問票については、発注者の現地事務所から対象国調査対象実施機関へ送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出する。
- 質問票は回答しやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

（4）評価に必要な情報の収集・整理（第 1 次現地調査）

① 上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて対象国関係機関）および発注者の現地事務所に説明する。実施機関等への説明に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明する。
② 評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。
③ 発注者が事前に送付した質問票の回答を実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。
④ 第 1 次現地調査の最後に発注者の現地事務所への報告を行う。

[28] 評価部の確認に 15 営業日（通常 3 回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに 10 営業日が必要です。

（5）定性調査／定量調査

本案件では、以下の案件について定性調査を行う。

① フィリピン「灌漑セクター改修・改善事業」

（ア） 目的：設定された指標の検証を行う。

（イ） 対象範囲：対象 11 サイトのうち、ランバヨンを除く業務従事者または現地調査補助員が踏査する 10 サイトにて、それぞれ 4 世帯、合計 40 世帯の農家にインタビュー調査を行う。[29]

（ウ） 調査項目：多面的な生活の変化の有無

（エ） 留意事項：本定性調査を行う際は、それぞれの調査項目、調査対象者、調査対象地等、その実施方針を方針案作成の段階で協議の上、発注者の承認を得る。調査対象の選定は、男女比、年齢層が分散するように考慮して行う。

② フィリピン「森林管理事業」

（ア） 目的：アウトカムおよびインパクトの発現状況を確認する。

（イ） 対象範囲：3 流域から 1 サブ流域ずつ選定したうえで、合計 10PO を対象にフォーカスグループディスカッションを実施する。

（ウ） 調査項目：アウトカムおよびインパクトの発現状況（参加型森林管理（森林火災対策を含む）および生計向上活動、小規模インフラの効果等）

（エ） 留意事項：調査対象の選定時には、女性主導の PO が含まれるよう考慮する。また、業務従事者でなくローカルコンサルタントによる調査も可とする。

（6）詳細分析

☒本業務では、以下の事業について詳細分析を行う。

① フィリピン「森林管理事業」

（ア） 目的：事業効果の判断を補完するため、衛星データを用いて植生や森林被覆等の変化を分析する。

（イ） 対象範囲：事業サイト全域

（ウ） 調査項目：衛星データを用い、植生状況、森林被覆等の経年変化を確認する[30]。本分析は、有効性・インパクトの評価に活用するとともに、報告書内にコラムとして纏める。

（エ） 調査、分析の流れ

衛星データを活用し、事業実施前（または分析可能なベースライン時点）から事後評価時点までの事業対象地域における植生・森林被覆等の経年変化を確認する。具体的には、衛星画像を用いた土地被覆分類により森林被覆の変化を把握する。必要に

[29] 提案を求める事項 2：農家の選定基準と方法を技術提案書にて提案すること。
[30] 提案を求める事項 4：衛星データを活用した分析デザインについて、プロポーザルもしくは技術提案書にて提案を求める。

応じて NDVI(Normalized Difference Vegetation Index)等の植生指数を補完的に活用する。SD 区域だけではなく LTI(Land Tenure Instrument)対象区域、サブ流域全体についても確認する。

分析にあたっては、実施機関等が保有する位置情報(shape ファイル)を入手の上、分析対象範囲を特定する。また、PCR に記載の既存の森林被覆変化分析と比較し、事後評価時点までの森林被覆の変化を捉える。

SD 区域には、植林、アグロフォレストリー、土壌保全等複数の活動形態が含まれるため、活動の種類、主な樹種・作物、植栽時期等の情報を収集し、衛星データ分析結果の解釈に活用する。

分析に用いる衛星データとしては、無償で利用可能な光学衛星データ(Sentinel-2 等)を想定するが、合成開口レーダー(SAR)等の異なるセンサとの複合利用も可とし、雲の影響を可能な限り減じた分析が望まれる。

(オ) 業務実施手順

本業務は以下の 3 段階で実施するものとし、各段階において業務の進捗状況を報告するとともに、所定の成果物を提出すること。

1. 衛星データ分析方針の策定
2. 分析結果の中間報告書の提出
3. 分析結果の最終報告および詳細分析ペーパーの提出

② フィリピン「灌漑セクター改修・改善事業」

(ア)目的:「人々の幸福(Human Well-being)」(以下、ウェルビーイング)の視点を踏まえた詳細分析

- ウェルビーイングの分析は、計画時に設定した指標や目標値の達成度のみで事業を評価するのではなく、受益者の生活に与えた正負の影響を多面的に捉えることを目的とする。一般的に、ウェルビーイングは主観的な側面を含む社会・生活の様々な領域を包括的に捉える枠組みと考えられていることを踏まえ、発注者においては、各個別領域の充足度合いがウェルビーイングを規定し、それが主観的幸福度や生活満足度という形で表現されるという考え方を取ることとする。
- ①一次調査でも事業による生活環境の変化や住民生活の変化について一定程度把握することは可能であるが、本ウェルビーイング調査ではより詳細にかつ生き生きと記述し、その変化が生活満足度にどのように影響したかを記述することとする。
- ②事前に Theory of Change(以下、「ToC」という。)で想定していたものとは異なる、想定外の変化や正負の影響について広く探索すること。

(イ)対象範囲:事業サイト 11 のうち、ランバヨンを除く 10 サイト[31]

[31] 第一次調査の定性調査を経て、対象州を絞ることは考えらえる。第一次調査後に、評価部と受注者で協議の上、確定とする。

(ウ)調査項目:

個別領域としては、以下のような項目と質問が一般例として挙げられる。

(A)所得・資産(世帯所得、保有資産、格差の有無)

(B)住居(住宅の有無、部屋数、屋根の素材、状態)

(C)健康(心の健康、体の健康)

(D)教育(読み書き、基礎的計算能力、修業年数)

(E)環境(自然環境からの悪影響、自然環境へのアクセス)

(F)社会的つながり(地域、家族との繋がり、自由意思の尊重)

(G)安全(犯罪、交通事故、災害、紛争・暴力)

(H)ガバナンス(行政機関への信頼度、住民の意思決定参加、差別や排除)

(I) 雇用・仕事(就労の有無、社会貢献している誇り・自信、やりがい)

(J) 余暇(家族や友達と過ごす時間、休養が充分にとれているか)

(K)文化(母語の習得、文化的行動規範の尊重)

(エ)調査の流れ:

・作業の流れ[32]は以下の通り。

(A)まず評価方針案作成時に本事業のコンテクストを踏まえ、特に関連性が強いと考えられる領域について考察し、ウェルビーイング調査の方向性を提案する。

(B)次に上記「第4条業務の内容(5)定性調査/定量調査」に記載の通り、第一次現地調査において、各サイトで4世帯、合計40世帯の農家に対して定性調査を実施し、事業効果の達成状況や事業による生活環境の変化や住民生活の変化ついて理解を深める。

(C)第一次現地調査で現状を把握したうえで、事業が住民のウェルビーイングに与える影響についてロジックを整理し ToC を作成する。ToC をもとに、上記(ウ)調査項目に示す領域のうち本事業で特に注目すべき領域や項目を特定する。質問項目、対象住民、サイト、調査実施方法などを検討し(A)で作成したウェルビーイング調査の方向性を更新する。事前事後比較表と共に、ToC を提出し、調査の方向性を提示する。

(D)検討会において調査対象の選定方法や質問内容、サイト、調査実施方法といった詳細を確定する[33]。

(E)質問票の作成や現地の人々に伝わりやすい表現方法の調整等、事前の準備を行う。作成した質問票は、評価部に提出し、内容に承認を得る。

(F)第二次現地調査期間中に、合計 20 世帯の農家に対しウェルビーイング調査を実施する。

---

[32] 提案を求める事項 3:作業の流れを踏まえ、重点的に確認した方が良いと考えられる質問項目や対象者選定について、現時点で参考資料から分かる範囲で評価者が提案するものとする。本詳細分析(ウェルビーイング)に要する業務量の目安として、現地調査補助員 8 人日分程度を想定する。

[33] 第一次現地調査の結果によって、ウェルビーイング調査を行わない可能性もある。そのため本調査に係る費目は定額計上とする。詳細は「第3章 4. 見積書作成にかかる留意事項(4)定額計上について」を参照。

（G）回答を精査し一覧にまとめる[34]。調査結果より、事業効果としては想定されていないものの結果として発現した副次的効果、または事業効果発現の結果として生まれた更に長期的なインパクト等について分析し、比較表を更新する。一覧と比較表を評価部に提出し、レーティング変更の可能性がある場合、または重要な提言・教訓が導出される可能性がある場合は、必要に応じて評価部と協議の機会を設けるものとする。

（H）最終的な考察結果について、報告書の「その他正負のインパクト」としてまとめ、有効性・インパクトのサブレーティングに加味する。また、有用な学びがあった場合には提言・教訓を導出するものとする[35]。手順や考え方の詳細は、事後評価レファレンス別添を参照のこと。以下、（15）で指定の通り、本調査については別途提言ペーパーを提出する。

（7）IRR 再計算[36]

☒対象案件のうち、以下の案件に関する IRR の再計算（FIRR／EIRR）を行う。

	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	フィリピン	灌漑セクター改修・改善事業	EIRR
2	フィリピン	洪水リスク管理事業（カガヤン・デ・オロ川）	EIRR
3	フィリピン	森林管理事業	EIRR
4	フィリピン	道路整備事業	EIRR

① 事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。

② 別途提示する IRR 再計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と同時に発注者に提示し、確認を得る。

③ 算出根拠資料は収集資料の一部として提出する。

（8）事前事後比較表（案）の作成及び暫定評価

① 収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原則 15 ページ以内）を作成する。その際暫定的にレーティングを付与すると共に、提言・教訓の方向性を検討する。

② 事前事後比較表（案）について、（発注者が開催する検討会において）発注者に説明し、承諾を得る。

③ 上記②について、評価判断に関わる事項に関し、検討会後に確定した場合には、事前事後比較表（最終版）を、確定した時点で提出する。

[34] 提出様式は、契約後に評価部より提示する。
[35] ウェルビーイング調査結果の提示にあたってはインド「ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進事業」2024_201003155_4_f.pdf 等を参考事例として活用されたい。なお必要に応じて変更して構わない。
[36] 外部事後評価レファレンス（2026 年度）別添 5 を参照。

(9)暫定評価についての実施機関への説明(第 2 次現地調査)[37]

① (8)の暫定的な評価について、簡易型以外の案件については、調査対象実施機関へ説明を行う。簡易型の案件は、第2次調査は実施しないため、当該説明は、必要に応じて遠隔にて実施する。

② 実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される対象国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき検討を行う。

(10)提言・教訓の検討

- 収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(11)実施機関への評価結果概要のフィードバック

- 上記(9)及び(10)を踏まえた評価結果概要について、実施機関を含めた対象国関係機関、発注者の現地事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

(12)追加情報の収集

- 上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(11)及び(12)の業務については、対象国へ渡航して実施することを想定する。なお簡易型評価対象案件に関しては、業務従事者の指示のもと現地調査補助員が行うことを想定する。

(13)評価報告書(案)の作成

① 上記(12)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則 20 ページ以内の評価報告書(案)(日本語)を取りまとめ、発注者の承諾を得る[38] 。

② 日本語版の承諾後、評価報告書案(英語)を作成し、発注者の承諾を得る。

③ 英文について、発注者が各案件の実施機関等からのコメントを取り付ける。

④ ③で受けたコメントも踏まえ、評価報告書(案)(日本語・英語)を最終化し[39]、発注者の承諾を得る。

(14)教訓シートの作成

- 評価結果の確定内容を踏まえ、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート(日本語・英語)を作成する。

---

[37] 簡易型評価の場合には、第 2 次現地調査は実施しないため、本項については、必要に応じて遠隔にて実施する。

[38] 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ 15 営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

[39] 評価報告書(案)の最終化は(日本語・英語)のみとする。

(15)紛争影響国・地域の事業評価の手引きの活用提言ペーパー

- 上記第 3 条(5)1)の案件の事後評価で活用した、紛争影響国・地域の事業評価の手引きに関し、今後の事業評価における活用について、以下の点を含めた提言(和文)を作成する。本文 2 ページ程度で、フォーマットは特に指定しないが、内容は発注者と協議した上で作成する。
  ① 手引きを活用した評価において特に情報収集や評価判断が難しいと思われた箇所
  ② 上記を踏まえて、手引きの更なる修正が必要と思われた箇所
  ③ 今後の紛争影響国における手引き活用における提案

(16)衛星データ活用分析ペーパーの作成

- 上記第4条(6)1)で実施した衛星データによる評価分析について、以下の点を含めた分析ペーパー(和文)を作成する。本文 5-10 ページ程度で、フォーマットは特に指定しないが、内容については発注者と協議した上で作成する。
  ① 活用した衛星データの種類、入手方法
  ② 衛星データ活用による分析方法(コード含め、分析の再現性を確保した情報を整理し提示すること。分析に用いたコードの URL がある場合は記載。)
  ③ 分析結果(視覚的に分析内容が把握できるよう画像も含める)
  ④ 分析する上での工夫、留意点、提案

(17)ウェルビーイングの視点を反映した事後評価の改善に向けた提言

上記(6)②フィリピン「灌漑セクター改修・改善事業」に対するウェルビーイングの視点を踏まえた詳細分析の実施を踏まえ、同分析の改善に向けた提言を整理し、書面に取り纏める。特に、以下項目を含むものとする。

- 今回の調査の内容、調査実施概要、分析結果(質問項目・内容、調査・分析にあたり想定した仮説や評価デザイン、調査実施体制や投入したリソース)
- 評価実施における課題と改善案(調査規模、調査方法、分析方法など、外部事後評価レファレンス内容への提案)
- 今後のウェルビーイング詳細分析対象案件の選定にあたっての提言
- その他 実施の際に直面した課題と改善案

第5条 成果品及び提出物

業務各段階において作成・提出する報告書等は本項(1)以下に示す。

作成・提出にあたる留意点は次のとおり。

- 提出は、発注者指定の形式にて提出する。
- 提出時期は、発注者の承諾を得られた版の提出を示している。承諾までに必要な所要期間を踏まえた案の提示を行う。

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 提出物のうち、写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用する。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照する。当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼する（発注者の原稿謝金基準に従う謝礼支払）。

（1） 最終成果品

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R 3 部）にて提出する。

成果品名	言語	形式	補足説明
評価報告書 ※簡易型の場合は評価結果票	日本語 ／英語	電子データ PDF 版・Word 版： CD-R 3 部	・発注者指定の指定様式に従った内容 ・詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む。 ・原則として、各案件 20 頁以内 ・要旨（要約版を作成する場合は当該資料）を含む。

（2）中間成果品

以下を、指定の時期に、電子データ（電子メールでの送付可能）にて提出する。

報告書名	提出時期	言語	形式	補足説明
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
現地説明資料	現地調査の 約 2 か月前	英語	電子データ	
評価方針（案）	現地調査の 約 2 か月前	日本語	電子データ	・発注者指定の様式に従った内容 ・最終化までに、複数回の評価部とのやり取りと、発注者の関係部のコメントへの対応あり
衛星データ分析計画（案）	現地調査の 約 2 か月前	日本語	電子データ	・最終化までに、複数回の評価部とのやり取りあり

質問票	現地調査15営業日前	英語	電子データ	
事前事後比較表（案）	第一次現地調査後	日本語	電子データ	・（案）の提出後、最終化までに、複数回の評価部とのやり取りあり
衛星データ分析・中間報告（案）	第一次現地調査後	日本語	電子データ	
本事業が住民に与えた変化の想定を示すToC	第一次現地調査後	日本語または英語	電子データ	・上記比較表（案）とともに、フィリピン「灌漑セクター改修・改善事業」案件のみ、提出する。
IRR再計算シート及び計算確認シート	第一次現地調査後	日本語	電子データ	
評価報告書（案） ※簡易型の場合は評価結果票	第二次現地調査後（成果品提出の2.5～3か月前） ※簡易型は検討会後	日本語／英語	電子データ	要旨（要約版を作成する場合は当該資料）を含む
教訓シート（案）	評価報告書提出の1カ月前	日本語	電子データ	
詳細分析ペーパー（案）	評価報告書（案）と同時期	日本語	電子データ	

（3）提出物

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R 1部）にて提出する。

資料名		概要
収集資料	一次データ	➢ 定量調査で用いたデータ収集用の質問票・分析に用いたデータセット ➢ 定性調査で用いたインタビューの記録資料（LNOB/ウェルビーイング/ノンスコア項目に係る詳細分析のインタビュー議事録（第4条（6）を参照）、） ➢ 一次データの処理・分析用ファイル（STATAやRなどのスクリプトファイル） 他

	IRR 再計算の根拠資料	（該当案件のみ） 発注者指定の様式に従った内容
	写真	現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5 枚/案件程度（解析度 300～350dpi）
分析ペーパー	ウェルビーイングの視点を反映した事後評価の改善に向けた提言	フィリピン「灌漑セクター改修・改善事業」
	紛争影響国・地域の事業評価の手引きの活用提言ペーパー	フィリピン「ミンダナオ紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画」
	衛星データ活用分析ペーパー	フィリピン「森林管理事業」
教訓シート		第5条（14）参照
収集データ・レーティング等のデータセット		エクセルファイルのフォームは契約後に提供

第6条　現地再委託

本業務では、現地再委託を想定していない[40]。

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

[40] ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

第3章　プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

（URL： https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

(1)コンサルタント等の法人としての経験、能力

1)類似業務の経験

評価対象とする類似業務：事業評価にかかる業務

2)業務実施上のバックアップ体制等

(2)業務の実施方針等

1)業務実施の基本方針

2)業務実施の方法

1)及び2)を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3)作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4－3の「要員計画)は不要です）。

4)業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4－4）

本公示では要員計画の評価を行います。様式4－3の「要員計画」は不要ですが、様式4－4の「業務内容」の欄を「業務内容／業務従事経験」として、従事予定者全員の①名前、②担当分野（従来と同様）③評価業務経験を記載ください。

要員計画を評価するにあたり、様式 4－5（その1～その3）の提出は求めません。業務従事者が未定の場合には、想定する経験や能力要件などを記載してください。原則、履行期間中に要員を交代することは想定しておりません。

5)現地業務に必要な資機材

6)その他

(3)業務従事予定者の経験、能力

別紙 1 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3 号）】

① 対象国及び類似地域：フィリピン国及びその他途上国地域
② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

2026 年 12 月～2028 年 2 月

(2)業務量目途

1)業務量の目途　約 12.77 人月

ウェルビーイングにかかる現地調査にかかる業務人月0．45人月、及び衛星データ利用分析にかかる現地調査にかかる業務人月0．57人月を含む(これらの経費は定額計上に含まれる)。

2)渡航回数の目途　延べ 8 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(4)安全管理

1)現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照

ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

2)フィリピン国における安全管理情報

【マニラ首都圏を含むルソン及びビサヤ】

・業務渡航の場合、現地事情に精通したナショナルスタッフやカウンターパートの同行を推奨。
・歓楽街や人通りの少ない裏通り等の一人歩きは避ける。
・食事などで夜間外出する場合、帰路は必ず事務所関係者の車もしくは信用のおけるタクシーを利用する(女性の深夜の単独利用は控えること)。
・日没後のフェリーによる移動は避ける。
・夜間に運行されるバスの利用は避ける。
・テロの標的となりやすい場所(治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設等)への訪問を最小限とする。
・その他 JICA フィリピン事務所や日本大使館からの安全情報に従う。
・渡航者は携帯電話を所持し、事務所に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにする。
・安全な送迎の手段を確保できない場合、夜間の空港使用は避ける。

【ミンダナオ島　ブキドノン州ムルエタ、南アグサン州シムラオ、南ダバオ州マル、東ミサミス州カガヤン・デ・オロ市、北スリガオ州、北アグサン州、北ダバオ州、コタバト州アラマダ町(北コタバト州)、パラワン島　パラワン州マラツガオ】

・フィリピン事務所を通じて提供された TSA に記載されているアドバイス、ないしそれを踏まえ渡航申請書で確認された安全対策(セキュリティ・エスコートの要否を含む)、および各都市での規制に従う。また、状況変化に応じた JICA フィリピン事務所や日本大使館からの随時の安全情報、アドバイスに従う。
・現地事情に精通したカウンターパート等を同行する。
・夜間の外出は避ける。
・外務省渡航レベル3の地域を通過する都市間の陸路移動は禁止(例:ダバオ市⇔コタバト市、コタバト市⇔ジェネラルサントス市等)。
・車両による移動を基本とし、公共交通機関(タクシーやグラブ等配車サービスを含む)は利用しない。最高速度は時速 80km 程度とする。
・各都市間の移動は日の出～日の入までとする。
・各都市内での滞在に際しては、原則 22 時から 6 時までの外出を禁止とする。
・各人の渡航期間は必要最小限とし、連続滞在は最長でも概ね 1 カ月を目安とする。
・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所(治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等)への訪問を最小限とする。
・日頃から行動パターン(通勤時間、使用する道路や施設)を固定しない。

・その他 JICA フィリピン事務所や日本大使館からの安全情報に従う。
・渡航者は携帯電話を所持し、事務所に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにする。
・渡航者は必要に応じ衛星携帯電話を所持し、事務所に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにする。役職員等については、衛星携帯電話はフィリピン事務所総務班より貸出。業務実施契約団員については、衛星携帯電話に係る経費を契約に含めること。
・出発／到着ロビーの一般区域の滞在時間を最小限とする。
・夜間の空港使用はできる限り避ける。
・渡航者は安全と判断されるホテルを選定したうえで、渡航承認の過程でフィリピン事務所の事前確認を得る。

（コタバト州アラマダ町（北コタバト州）については、上記に加えて以下の安全管理情報にも従うこと。）

・宿泊はコタバト・プロジェクト・オフィス併設の宿舎もしくはフィリピン事務所が安全を確認したホテルのみとする。

3. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（1）契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

62,498,000円（税抜）

※　上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※　なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

1）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

2）**上限額を超える別提案に関する経費**

3）**定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

（4）定額計上について（該当する□にチェック）

本案件は定額計上があります（4,855,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	ウェルビー	第2章特記仕様	2,484,000	現地調査のうち、ウ	報酬、旅費（宿

	イングにかかる現地調査費用	書案 第４条調査の内容(6)詳細分析	円	ェルビーイングにかかる現地調査費用すべて(報酬 0.45 人月分も含む)	泊手当・宿泊費)、一般業務費(特殊傭人費、車両関係費、旅費・交通費)※国際線の航空賃は含みません
2	衛星データ利用分析にかかる現地調査費用	第2章特記仕様書案 第４条調査の内容(6)詳細分析	2,371,000 円	現地調査のうち、衛星データ利用分析にかかる現地調査費用すべて(報酬 0.57 人月分も含む)	報酬、旅費(宿泊手当・宿泊費)、一般業務費(特殊傭人費、車両関係費、旅費・交通費) ※航空賃は含みません。

(5)見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください(千円未満切捨て不要)。

(6)旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7)機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8)外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9)ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章　特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

別紙 1:プロポーザル評価配点表

別紙１

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**	
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	**（4）**	
ア)各種支援体制(本邦／現地)	3	
イ)ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	**（70）**	
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	45	
(2)作業計画等	**（25）**	
ア)要員計画	20	
イ)作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	**（20）**	
(1)業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
1)業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**（20）**	**（8）**
ア)類似業務等の経験	10	4
イ)業務主任者等としての経験	4	2
ウ)語学力	4	1
エ)その他学位、資格等	2	1
2)副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**（－）**	**（8）**
ア)類似業務の経験	－	4
イ)業務主任者等としての経験	－	2
ウ)語学力	－	1
エ)その他学位、資格等	－	1
3)業務管理体制	**（－）**	**（4）**